

新温泉町省エネ家電買換促進交付金 Q&A

1 制度の概要について

Q. どんな制度ですか。

A. 経済産業省が定める省エネ基準達成率100%以上である省エネ家電を買換えるために購入した町民を対象に、交付金を交付する制度です。

2 対象者について

Q. 対象者の条件は。

A. 下記の①～④をすべて満たすものが対象になります。

①申請時に新温泉町に住民登録されていること。

②町内の店舗で、買い換えのための新品（未使用品）の対象家電を合計3万円以上購入すること。

③令和5年7月1日～令和6年2月29日までに対象家電を購入し、町内で自らが居住する住宅の家電と入れ換えすること。

④世帯全員に町税の滞納がないこと。

Q. 同居していない家族が、購入者の代理で申請してもいいですか？

A. 申請書の代筆を行うことは可能ですが、あくまで交付申請者は購入者であり、振込口座名義人、領収書宛名などは同一である必要があります。

Q. 店舗兼住宅に住んでいますが対象となりますか。

A. 居住部分に設置された家電を買い換えする場合には対象になります。

3 対象家電について

Q. 対象家電は何ですか。

A. 次の①～④の家電が対象になります。

①冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%以上

②エアコン 省エネ基準達成率 100%以上

③テレビ 省エネ基準達成率 100%以上

④LED 照明器具 省エネ基準達成率 100%以上

対象	買い換えのための新品（未使用品）、店頭展示品
対象外	リユース品、リース品、新規購入品

Q. 「省エネ基準達成率」とは何ですか？

A. 省エネ基準達成率とは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた製品（特定機器）ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を、どのくらい達成しているか%（パーセント）で表したものです。
メーカーや販売店にて、省エネ基準達成率の数値を確認のうえ、対象家電をご購入をください。

- Q. 旧基準で評価された家電は対象となりますか。
- A. 旧基準（目標年度 2010）であっても、商品カタログ等に省エネ基準達成率 100% 以上と表記されたなる製品は交付対象になります。
- Q. 申請者と使用者が異なっても対象になりますか。
- A. 申請者が町内の自ら居住する住宅で使用することを前提とした制度ですので、申請者と使用者が異なる場合は対象外になります。
- Q. 埋込型のエアコンを撤去する場合、家電リサイクル券が発行されないが対象になりますか。
- A. 押込型エアコンの処分を証明する領収書等の添付があれば対象になります。

4 対象経費について

- Q. 対象経費には何が含まれる。
- A. 省エネ家電の買換えにかかる本体購入費（税込み）及び設置工事費（税込み）が対象になります。リサイクル料や処分費などは対象外になります。
- Q. 対象となる省エネ家電をまとめ買いした場合はどうなりますか。
- A. 対象となる省エネ家電の合計購入額（税込み）で交付金額が決定します。
- Q. 家電の処分方法はどうなりますか。
- A. 冷蔵庫、テレビ、エアコンは、家電リサイクル法の対象製品です。省エネ家電製品を購入するお店に、処分を依頼してください。販売店の回収にあわせて発行される「家電リサイクル券（排出者控）」の写しを交付金交付申請に添付していただきます。

5 対象店舗について

- Q. 店舗に条件はありますか。
- A. 新温泉町内に所在する対象家電販売店とします。
- Q. 鳥取市やインターネットなどで購入した省エネ家電は対象になりますか。
- A. 町外の販売店、インターネットや通販での購入は対象外になります。

6 交付金額について

- Q. 交付金額はいくらですか。
- A. 合計購入額（税込み）に応じて①～③の交付金額になります。
- | | |
|-----------------------|-----------|
| ①合計 15 万円以上の購入 | 交付金額 5 万円 |
| ②合計 9 万円以上 15 万円未満の購入 | 交付金額 3 万円 |
| ③合計 3 万円以上 9 万円未満の購入 | 交付金額 1 万円 |
- (交付金額 5 万円の例)
- 【例 1】165,000 円（税込み）のテレビを購入
- 【例 2】132,000 円（税込み）のエアコンと 22,000 円（税込み）の設置工事費
合計購入額 152,000 円（税込み）
- 【例 3】148,500 円（税込み）の冷蔵庫と 3,850 円（税込み）LED 照明器具
合計購入額 152,350 円（税込み）

7 対象期間・受付期間について

Q. いつからの購入が対象ですか。今春に購入した家電は対象になりますか。

A. 令和5年7月1日以降に購入したものが対象です。6月30日以前の購入した省エネ家電は対象外になります。

Q. 店舗で購入後、すぐに申請できますか。

A. 対象家電の保証書と家電リサイクル券（排出者控え）の写しが必要になりますので、家電の設置と家電リサイクルが行われた後に、必要書類をそろえて申請することになります。

Q. いつごろまでの購入で間に合いますか。

A. 令和6年2月29日までの購入に対する補助ですが、交付金額が予算に達した時点で受付を終了します。

予算枠は、2千万円（400件×5万円）です。予算に関しては、ホームページにてお知らせします。（平日のみ更新）

8 手続きについて

Q. どこに問合せ・申請すればよいですか。

A. 提出先・問合せ先となる窓口は下記の通りです。

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

新温泉町企画課DX・情報推進係

電話 0796-82-5624

メール kikaku@town.shinonsen.lg.jp

Q. 申請書類はどこで手に入りますか

A. 新温泉町企画課、温泉総合支所地域振興課で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

Q. 申請方法は何がありますか。

A. 持参又は郵送になります。

9 必要となる書類について

Q. 必要書類は何ですか。

A. 下記の①～⑥の書類を添付して申請することになります。

基本的には全て申請者名と同一の名前が記載されたものをご提出ください。

①交付金交付申請書兼請求書

②領収書等の写し

※新温泉町内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの

③省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログ又は仕様書等の写し

④製造事業者が発行する保証書の写し

※申請者の氏名、住所、販売店名、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。

⑤家電リサイクル券（排出者控）の写し【冷蔵庫、テレビ、エアコンの場合】
買換えによる購入であることが確認できる設置前後の写真【LED 照明器具の場合】

※押込型エアコンの場合は、処分を証明する領収書で可とする。

⑥その他、町長が必要と認める書類

Q. 「保証書」とは何ですか。

A. 製品に添付されている製造事業者が発行する保証書です。

Q. 交付金振込先の口座（申請書記載）は本人名義以外の口座でも可能ですか。

A. 交付金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。

Q. 交付金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。

A. 申請書類に不備がなければ、申請書類が到着してから2週間程度で交付決定通知書を送付し、その後1か月以内に指定口座に振り込みます。